

第8回通常総会終了後に、環境省の吉田秀人廃棄物・リサイクル部長が挨拶。続いて粕谷明博廃棄物対策課長が「一般廃棄物の計画的処理の意義と目的」をテーマに講演した。

講演の中で入札問題に触れ「市町村からの廃棄物処理の委託は私法上の契約ではなく公法上の委託であり、随意契約が地方自治法に違反することはない。判例もこの方向になっている」との見解を示した。

## 廃棄物処理の随意契約に違法性はない

環境省廃棄物対策課長  
粕谷明博

もともと廃棄物処理は、いかに自分の身の回りを清潔に保つか、あるいは地域の生活を守るところからスタートしたわけですが、今日では明らかに地球環境問題とつながっていますし、廃棄物処理の目的自体が大きく変わってきたと言えると思います。

さまざまな規制強化を繰り返してきたのが近年の廃棄物処理法改正の流れです。

そういう中で一つの大きな事件が、平成十五年改正の際の廃棄物の定義の問題です。その後も十七年に規制改革民間開放推進会議で話題になりました。

我々の主張は、個別のものの性状、あるいは関係者の利害を抜きにして十把一に、廃棄物か廃棄物から外すのか、一廃か産廃かとかいう議論をしても現実には動かない。だったら一つひとつの物に即して、どちらであるべきか議論をする方が現実的ではないかと逆に規制改革の場で提案し、一つひとつ解決していく道を選ぶことにしました。

その手始めに収集運搬に使う廃木製パレットを産廃にできないかという議論をやります。併せてバーゼル条約の対象物になっている物の再生利用認定をどうするかといった一つひとつの議論を、近く中央環境審議会に専門委員会を作って開始することになります。

廃棄物処理法に基づいて国が基本方針を示す部分は、計画というよりも処理の考え方を示していくものです。一廃処理計画が極めて大事だというのが、廃棄物処理法に規定している精神です。

廃掃法第四条では、市町村の責務が書いてあります。六条の二のところでは、処理計画に従って区域内の一般廃棄物を問題がないように収集・運搬・処分しなければならないと書いてあります。当然、計画を立てる立場で権限を持って業許可、再生利用の認定だとかをやっているわけです。つまり一般廃棄物処理計画とは、こうした市町村が役割を果たしていく上で根幹となるということです。

最近では、社会経済的に効率的な事業を進めなければいけないとか、経済的なインセンティブを使った一般廃棄物の排出抑制施策が大事だとか言われています。

コスト分析、事業評価、効率性の評価をいけば民間活用という話になりますが、事業を委託される民間側も、市町村が説明責任を果たしやすいように協力していくことが大事です。このことが随契とか入札問題にも関係してきます。

地方自治法で、地方公共団体が物品を購入したり請負に出すときは原則一般競争入札と書いてあるため、一廃処理の委託も当然そうあるべきだという意見があるわけですが、いろいろな住民裁判の判例を見てみると、必ずしもそうではない。随契をもって、違法性ありとされなかつた判例が相当数あることが分かりました。

市町村からの廃棄物処理の委託は私法上の契約ではなく公法上の委託ということで、単純に随契だから問題だということではないというのがこの分野での判例の方向になりつつあるようです。

競争入札にするか随契にするかは、市町村が処理計画でどのように位置づけていくかということであって、その結果、随契になったからといって地方自治法に違反するわけではないということです。

市町村が随契に関して説明責任を果たすためには、やはり市町村自身の努力が要りますし、単に安い価格で落すことが市民の福祉につながるわけではないということが計画において、きちんと証明できる必要があります。

当然、委託金額が受託者においても、コスト計算して処理コストが妥当であることを示していく必要があると思いますし、あるいは受託者の業務に対し、住民が満足している、苦情が出ていないというのも大事な要素だと思います。

いずれにせよ契約の問題は大変厳しい状況にあり、一般廃棄物の適正処理を継続、安定して、しかも安全に続けていくというためには、どういう契約の体系がいいのか十分考えなければいけないと思います。既得権益だけでは、市町村自身が市民に対して説明をできなくなってしまう。やはり業界としても、市町村が説明しやすいような状態を作っていくことが必要で、変えるべき点は、積極的に変えていただきたいと思っています。

適正処理を果たすところは変わりませんが、それを基本に循環型社会をつくるとか、より効率的に事業を進めていくというところでは積極的に変わっていただきたいと思っています。